

第三次下野市総合計画策定方針

令和 6 年 2 月

下野市

本方針は「第三次下野市総合計画」を策定するために、基本的な事項を定めるものとする。

1 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って下野市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための方向性を示す指針であり、市の最上位計画である。

現在の「第二次下野市総合計画」は、目指すべき将来像として掲げている「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現に向け、計画に位置付けた施策や具体的な取組の着実な推進を図っている。

その現計画が令和7年度末で目標年度を迎えることになるが、少子高齢化と人口減少のさらなる進展をはじめ、地域の安全・安心の確保や防災意識の高まり、公共施設やインフラ施設の老朽化、市民ニーズやライフスタイルの多様化など本市を取り巻く環境は大きく変化している。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域経済に非常に大きな影響を及ぼし多大な変化をもたらした。これらの変化を前向きに捉え、より良い地域社会を構築していくことが重要である。

さらに、国際社会の共通目標であるSDGsの達成、地球規模での環境対策、デジタル技術の活用と行政DXの促進など、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている。

このように、多様化・複雑化する課題に対応するためには、市民だけでなく、企業や団体、関係機関など、さまざまな主体が協働して、計画的にまちづくりを進めていく必要性が、ますます高まっている。

以上のようなことから、社会経済情勢や地域の変化を的確に捉え、市民の幸せと持続可能な発展を実現するための、まちづくりのロードマップとなる「第三次下野市総合計画」（以下「総合計画」）を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、時代の流れや市民の意識の変化を常に把握し、それに応じて目標やビジョンを見直し、必要な場合は修正する。

また、これまでの取組みの成果を評価・検証し、効果的な施策は継続し、効果が薄れた施策は見直し、新たな施策を展開するため具体的な検討を進めていく。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

総合計画の策定にあたっては、本市の新たなまちづくりの指針にふさわしいものとするため、次に掲げる視点に基づき、進めていくものとする。

(1) 地域の魅力と特色を活かした、将来世代につながる計画づくり

社会の変化が激しく、地域の将来が不透明な時代だからこそ、地域の歴史や文化、自然などの地域資源を活かして、地域らしさを感じられるまちづくりを進め、地域の将来を守り、活性化し、将来の子供たちに引き継いでいく計画とする。

(2) 重要事項や優先順位を明確にし、戦略性を持った計画づくり

将来の目標やビジョンを達成するために、現行の取り組みと新たな取り組みを整理し、重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確にした上で、戦略性を持った計画づくりを行う。

(3) 目指すまちづくりの方向性を、市民や関係者が共有できる計画づくり

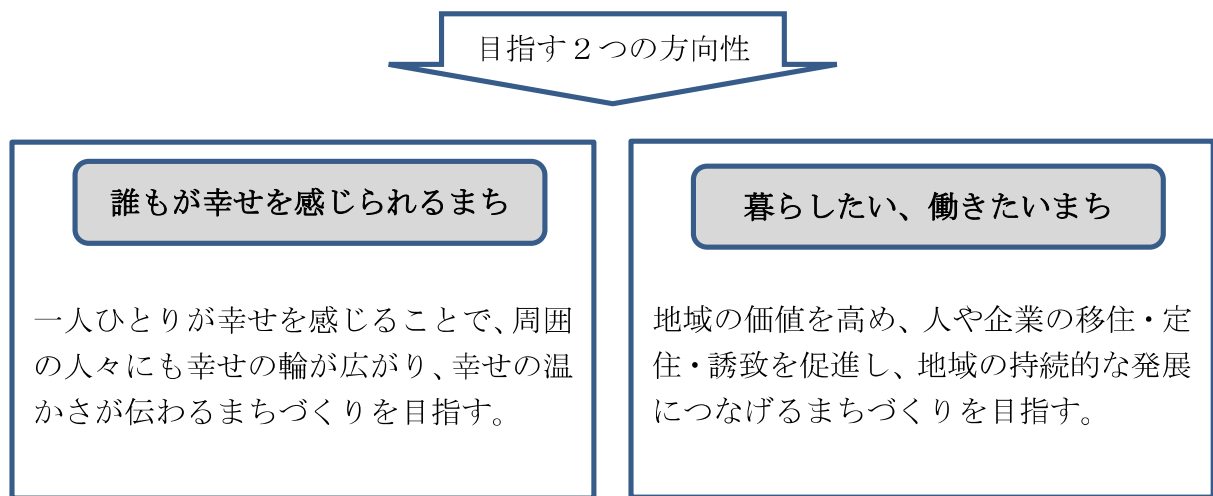
下野市自治基本条例の基本理念や基本原則に基づき、計画策定の過程において、「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、市民、議会及び市(行政)が互いに尊重し、共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。

(4) 分かりやすい計画づくり

市民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が、まちづくりの課題や方向性を共有し、まちづくりに取り組むことができるよう、分かりやすい計画づくりを行う。

(5) 実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化や人口減少、社会経済情勢などの影響を踏まえた人口推計と財政予測の実施や各種統計資料や他市との比較による現状把握と課題の明確化などを十分に行い、政策や施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行う。



3 基本的事項

(1) 計画の構成及び期間

総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構成とする。

①基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

②基本計画

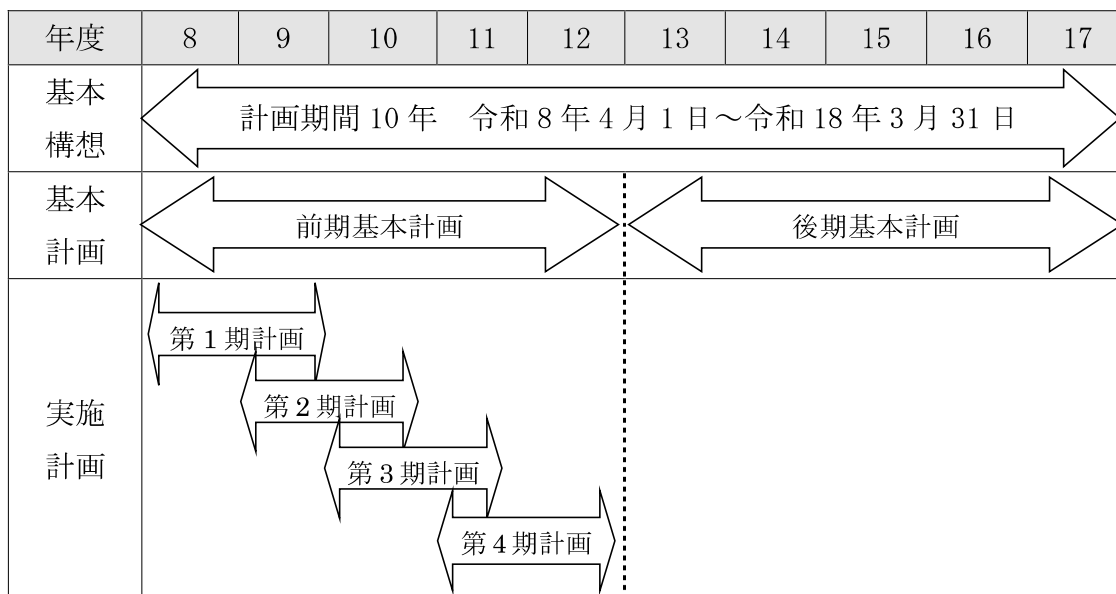
基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。

計画期間は、前期計画を令和8年度から令和12年度までの5年間とし、後期計画を令和13年度から平成17年度までの5年間とする。

③実施計画

財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を明らかにするもので、2年間のローリング方式により作成する。

(2) 計画期間の体系図



4 策定の体制・進め方

(1) 庁内組織体制

総合計画審議会に先立ち、事務局案についての内容検討や庁内調整を行う場として庁内策定委員会を設置する。

①策定委員会

構成員	副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長
役 割	庁内の最高意思決定機関として、基本構想・基本計画の素案、原案の内容調整を行い、審議会に提出する素案、原案を最終的に取りまとめる機関

②専門部会

部会名	企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会
構成員	部長、課長及び職員
役 割	担当部門ごとに基本構想等の素案の作成作業を行い、「策定委員会」に諮る前に調整する機関

③若手職員ワークショップ

構成員	若手職員（１０歳代～３０歳代）
役 割	総合計画策定に当たり、本市の将来のまちづくりを担う若手職員の自由な発想により、目指すべき姿（将来像）やまちづくりの方向性、課題解決に向けた取組などまちづくりに関するアイデアを検討し提案する。

（２）庁外組織体制

総合計画の策定にあたっては、総合計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画を審議する場として、総合計画審議会を開催する。

構成員	学識経験者等 22 人以内
役 割	市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し、必要な事項について中長期的、全市的な観点から調査審議、答申する。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会)

（３）市民参加・参画

総合計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとする。

①中学生・高校生を対象としたアンケート調査の実施

②市民意識調査の実施（対象：市内在住 18 歳以上の男女 3, 0 0 0 人）

③子ども未来プロジェクト等の開催（対象：市内中学生など）

子どもたちの意見の計画への反映とともに、まちづくり意識や地域への愛着を醸成するため、実施する。

構成員	市内の中学生など
役 割	総合計画の将来像などや施策に反映させるため、将来の下野市を担う子どもたちのまちづくりに関する思いや夢の提案を行う。

④市民懇談会の開催（対象：関係団体）

実現性と市民の主体性の高い提言を取りまとめるため開催する。

構成員	各種団体からの選出
役 割	分野（保健福祉、教育文化、産業、都市基盤・生活環境・地域社会）ごとに団体から参加者を募り、重点課題・取組のアイデアなど、関係団体の視点からまちづくりへの提案を行う。

⑤市民懇談会の開催（対象：市民）

実現性と市民の主体性の高い提言を取りまとめるため開催する。

構成員	公募市民など
役 割	まちづくりに関する分野別テーマや重点課題・取組のアイデアなど、市民の視点からまちづくりへの提案を行う。

⑥総合計画審議会委員の公募

⑦まちづくり意見募集の実施

⑧市民説明会の開催

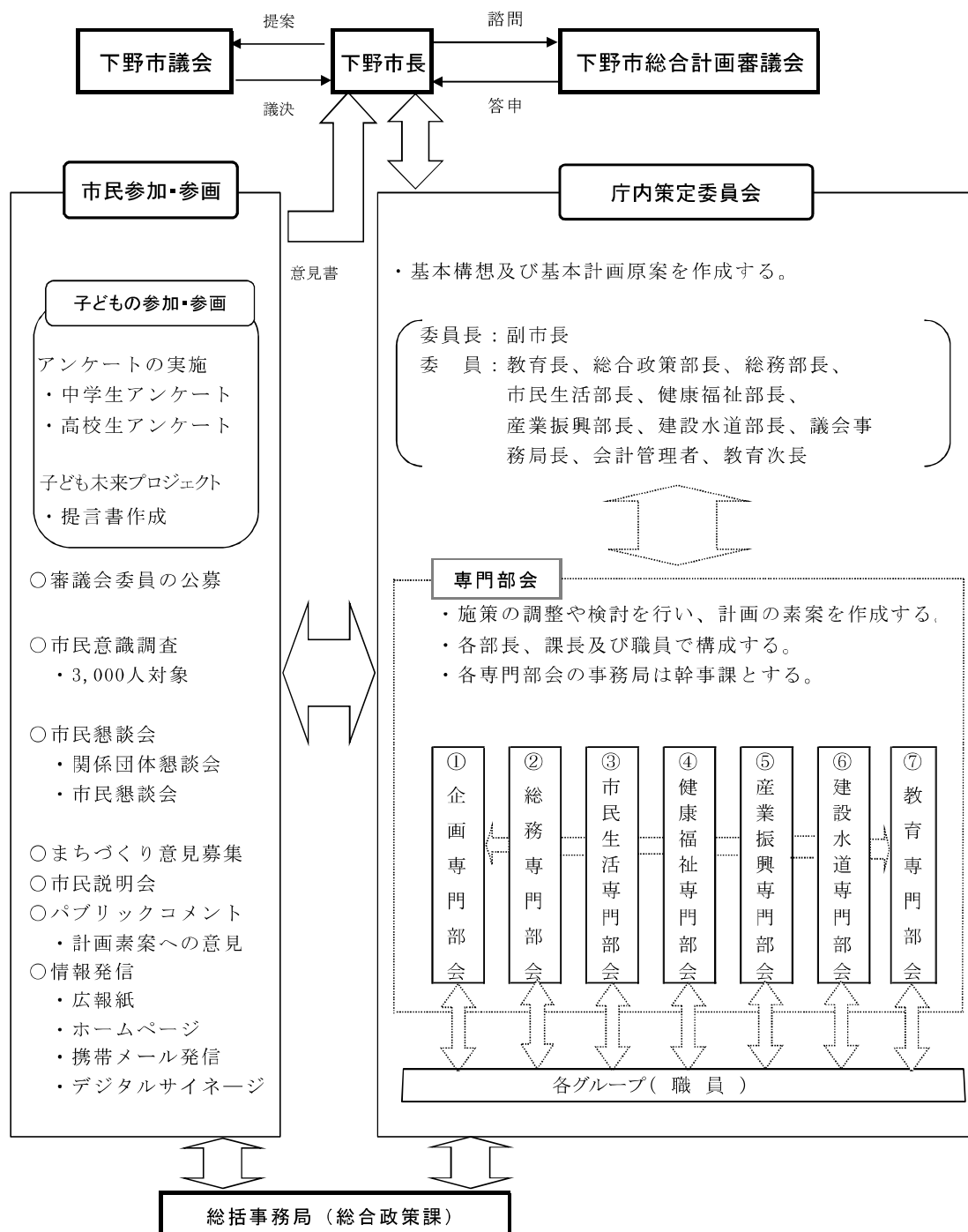
⑨パブリックコメントの実施

⑩市広報紙、市ホームページ、携帯メール発信、デジタルサイネージを通して
総合計画に関する情報発信

（４）市議会における審議

総合計画における基本構想及び基本計画は、下野市自治基本条例第２０条及び下野市議会基本条例第９条の規定に基づき、市議会の議決を経ることとされている。そのため総合計画の策定状況は適宜、議会へ報告を行うとともに、議決を経て決定する。

(5) 策定体制図



5 策定スケジュール

令和6年度、7年度の2か年で策定する。

(1) 令和6年度

市民意識調査や事務事業の点検などの基礎調査を実施し、基本構想骨子（案）を作成する。

(2) 令和7年度

基本構想骨子（案）をもとに基本構想（案）、基本計画（案）を作成し、審議会の答申を受け、基本構想および基本計画の議決を経て、総合計画（基本構想、基本計画）を策定する。

6 その他

総合計画の策定にあわせ、第三次国土利用計画下野市計画及び第二次下野市国土強靱化地域計画についても計画の策定を行う。